

新たな公立高等学校入学者選抜制度について

～第二次案を公表するにあたって～

高校教育課

1 入学者選抜制度の変遷

- 昭和 57 年 職業科に推薦入試導入
- 平成 8 年 「長野県公立高等学校入学者選抜方法検討会議」の報告
 - ・ 傾斜配点、普通科の推薦、面接、受験機会の複数化、特色学科の第2志望等
- 平成 10 年 全日制普通科において学校の判断で推薦入試導入
- 平成 16 年 前期選抜導入
- 平成 18 年 全日制の全校で前期選抜実施
- 平成 23 年 前期選抜の実施を各学校の判断に委ねる
 - ・ 全日制普通科 28 校が取り止め

2 検討の経緯

(1) 学びの改革 基本構想

「学びの改革 基本構想」(平成 29 年 3 月)の中で、入学者選抜制度の改革については、「社会情勢の変化を踏まえて、将来を生きる高校生に求められる資質・能力が大きく変化している中、県立高等学校入学者選抜においても、その時代に応じて適切かつ最善な入学者選抜制度になっているかを常々点検し続ける必要がある。」としたところである。

その上で「中学校段階で身に付けた「新たな社会を創造する力」が正しく評価され、ひいては高等学校においても連続的に身に付いていくための一過程としての入学者選抜になることが望ましいとした。」ところである。

(2) 入学者選抜制度等検討委員会

「学びの改革 基本構想」を受けて、平成 29 年 6 月長野県高等学校入学者選抜制度等検討委員会を設置し、外部有識者等による 6 回にわたる検討の上、平成 30 年 3 月「報告書」が提出された。

報告書においては、現行制度の課題も踏まえ、新たな入学者選抜制度の基本的考え方を次のとおりとしている。

- ① 受検者にとって公平かつ適正なものとし、引き続き高等学校においても「新たな社会を創造する力」の育成につながる制度とする。
- ② 中学校までに身につけた、学力を含めた多様な資質・能力を適切に評価することができる制度とする。
- ③ 学力については、その三要素である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」を適切に評価する。
- ④ 各高等学校の特色に応じた入学者選抜を行う。
- ⑤ 各高等学校では、受検者が進学先を選ぶ際に自分の学びを見つけられるような「3つの方針」(「生徒育成方針」「教育課程編成・実施方針」「生徒受入れ方針」)を、県の策定指針に従い作成する。
- ⑥ 現行の前期選抜と後期選抜が一定の評価を得ていることを考慮し、その課題を改善する制度とする。
- ⑦ 運用面にも配慮し合理性のある制度とする。

(3) 新たな公立高等学校入学者選抜制度（案）について

この報告を受け、県教育委員会として検討を重ね、本年3月に制度（案）を公表した。新たな入学者選抜制度のねらいとして、次の3点を示したところである。

- ① 新しい学習指導要領に即して、学力や多様な資質・能力を伸ばすことにつなげます。
中学校での授業への取り組みに加え、様々な学びや活動の成果を幅広く評価し、受検生の持つ多様な資質・能力を評価します。
- ② 自分らしく学ぶ高校を選択するために、志望校の特色をわかりやすくします。
各高校の特色や、どのような生徒を待っているかを示し、それに基づいた選抜を実施します。
- ③ 目指す高校への挑戦を応援します。
全ての高校において2回の受検機会がある選抜もしくは、1回の受検で2つの異なる基準のある選抜を実施します。

3 「制度（案）」から「制度（第二次案）」への主な変更

本年3月に「制度（案）」を公表し、その後パブリックコメントをはじめ市町村教育委員会、中学校長、高等学校長等からいただいたご意見を一つひとつ精査し、それぞれに対して県教育委員会としての考え方をまとめ、「制度（第二次案）」とした。

制度（案）からの変更点は以下のとおりである。

(1) 制度の複雑さ等の懸念への配慮

「制度が複雑化している」等のご意見を踏まえ、次の点を変更する。

- ① 前期選抜における学力検査ⅠⅡの各校独自の比率変更はせず、5教科200点満点の全県共通の選抜資料とする。
- ② 後期選抜における「A基準」「B基準」という名称について、趣旨を明確にするため、それぞれ「一般選考」「得意活用型選考」と名称変更するとともに、円滑な導入を目指し、得意活用型選考の定員は当分の間、募集人員の10%以内とする。
- ③ 前期選抜の実施校については、定着状況を踏まえ、現行の学校・学科での継続実施を原則とする。

(2) 不登校生等への配慮

「不登校生等も将来の夢に挑戦できる制度としてほしい」等のご意見を踏まえ、不登校生等であっても本人が有する資質や能力を多面的に評価するための説明書（調査書の付票）を追加し、これまで以上に配慮した選抜とする。

(3) 定時制の再募集の志願者への配慮

定時制における現行の追加募集を再募集に統合する。ただし、「追加募集の廃止に伴う丁寧な制度設計が必要」等のご意見を踏まえ、これまで志願できなかった後期選抜未受検者も定時制の再募集へ志願できることとし、受検の機会を保障する。

4 今後の予定

「制度（第二次案）」については市町村教育委員会、県下中学校等に配布するとともに、学校関係者および小中学校の児童・生徒・保護者に対する説明会を開催し、再度ご意見をお聞きした上で新たな「制度（成案）」を本年中に策定するものとする。

また、制度の細目や運用について定める「選抜要綱（案）」を、次年度の早期に策定・公表するものとする。

長野県公立高等学校入学者選抜制度（第二次案）

以下のとおり、新たな入学者選抜制度を定め、2022年度（令和4年度）選抜より実施する。新たな選抜制度は、前期選抜と後期選抜からなり、必要に応じて再募集を実施する。

1 前期選抜 [志願：2月上旬 受検：2月中旬 発表：2月下旬]

ア 募集人数

- ① 定員の60%以内とし、各校が設定する。
- ② 特色学科¹⁾は90%以内とする。

イ 志願

- ① 各校が設定する募集の観点に応じて志願を行う。
- ② 志願時に入学を辞退しない旨の確約を行い、確約書の提出を求めず専願とする。
- ③ 入学予定者となった場合は、その後他の公立高校に志願することはできない。

ウ 選抜資料

- ① 学力検査²⁾
 - ・5教科200点満点の学力検査を実施する。内容は中学校3年生の概ね1月までに学習する基礎的な問題とし、形式は選択式、短答式を主に出题する。
 - ・問題等の詳しい内容は、2020年度中に問題例を公表する。
- ② 調査書
 - ・9教科の評定、観点別評価を含め、すべての記載内容を選抜の資料とする。
- ③ その他の検査
 - ・「面接」、「プレゼンテーション」、「グループ討議」、「実技」、「小論文」、「学校独自の検査」などから、各校が設定する。
 - ・調査書のうち特定の項目を取り出して、その他の検査として用いることができる。

エ 選抜方法

- ① 3つの選抜資料（1 ウ ①～③）を用いて総合的に判定する。
- ② 学力検査、調査書、その他の検査の比率については各校が決定する。
（学力検査は200点満点として扱う）

2 後期選抜 [志願：2月下旬～3月上旬 志願変更：3月上旬 受検：3月上旬～中旬 発表：3月中旬～下旬]

ア 募集人数

各校の募集人数は、定員から前期選抜における入学予定者数を除いた数とする。

イ 志願

各校が設定する募集の観点に応じて志願を行う。

ウ 選抜資料

- ① 学力検査
 - ・国語、数学、社会、理科、英語（リスニングテストを含む）の5教科の学力検査を実施する。各教科とも50分、100点（合計500点満点）。
 - ・選択式、短答式、記述式問題をバランスよく出题し、特に記述式問題を充実する。

1) 本県における特色学科とは、高等学校設置基準第六条における「専門教育を主とする学科」のうち、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉以外の学科で、現時点においては、理数科、探究科、学究科、国際教養科、国際観光科、スポーツ科学科、音楽科をさす。
2) 「学力検査」とは、長野県教育委員会において作成し、全県共通で行われる検査をさす。

- ② 調査書
 - ・ 9教科の評定、観点別評価を含め、すべての記載内容を選抜の資料とする。
- ③ その他の検査
 - ・ 「面接」、「プレゼンテーション」、「グループ討議」、「実技」、「小論文」、「学校独自の検査」などから、各校が設定する。
 - ・ 調査書のうち特定の項目を取り出して、その他の検査として用いることができる。

エ 選抜方法

- ① 3つの選抜資料（2 ウ ①～③）を用いて総合的に判定する。
- ② 一般選考及び得意活用型選考による2つの選抜方法を設定する。
 - ・ 一般選考は、全県共通の選抜基準。
 - ・ 得意活用型選考は、各校独自の選抜基準。
- ③ 前期選抜を行う学校・課程・学科においては、一般選考による選抜のみを実施する。
- ④ 後期選抜のみを行う学校・課程・学科においては一般選考・得意活用型選考の両選考による選抜を実施する。
 - ・ 入学予定者は、一般選考、得意活用型選考の順に決定する。
 - ・ 得意活用型選考の入学予定者は、当分の間、定員の10%以内とする。

	一般選考	得意活用型選考 (後期選抜のみの実施校)
学力検査	○全ての教科を評価対象とし、5教科・各100点、合計500点満点で評価する。	○評価に用いる教科や、教科間の比率は各校が決定する。
調査書	○9教科の評定を用い、教科間の比率の変更はしない。	○9教科の評定を用い、教科間の比率は各校が決定する。
その他の検査	○「面接」「実技」「学校独自の検査」などから、各校が決定する。 ○調査書のうち、特定の項目を取り出して用いる場合もある。	

3 再募集 【志願：3月下旬 受検：3月下旬（検査を実施する高校） 発表：3月末日まで】

ア 実施校

後期選抜の結果、入学予定者が定員に満たなかった学校・学科において実施する。

イ 募集人数

定員から入学予定者数を除いた人数とする。

ウ 志願

- ① 後期選抜の学力検査を受検した者のうち、入学予定者とならなかった者が志願できる。
- ② 定時制においては、後期選抜未受検者も志願できる。

エ 選抜資料

後期選抜に準じる。

オ 選抜方法

選抜資料を総合的に判定する。

カ その他

定時制で実施していた追加募集は再募集に統合する。

4 制度に係るその他の事項

- (1) 制度の細目や運用については、県立高等学校入学者選抜要綱に定める。(通信制の選抜も含む)
- (2) 前期選抜の実施校については、定着状況を踏まえ、現行の学校・学科での継続実施を原則とする。
- (3) 不登校生等であっても本人が有する資質や能力を多面的に評価するための説明書(調査書の付票)を追加し、これまで以上に配慮した選抜とする。
- (4) 英語の4技能の「読む」「聞く」「話す」「書く」を適切に評価するために、スピーキングテストを導入する方向で検討する。導入までは、現在のリスニングテストと記述のテストで「話す」力を間接的に測る問題を出題する。
- (5) インフルエンザ罹患者への追検査については、現在別室受検等で対応している状況を鑑み、全国の動向を注視して検討を進める。
- (6) 隣接県から通学可能な生徒の受け入れについては、その方策について検討するとともに、関係各県との協議を併せて進める。
- (7) ICT機器等の活用については、その有効性と信頼性を確認の上、段階的に導入する。

5 今後のスケジュール

2019年度(令和元年度)	9月	入学者選抜制度(第二次案)公表
	～12月	入学者選抜制度 公表
	～3月	各校の3つの方針 公表
2020年度(令和2年度)		県立高等学校入学者選抜要綱(案) 公表
		各校の実施方法(案) 公表
		前期選抜問題例 公表
2021年度(令和3年度)	6月	県立高等学校入学者選抜要綱 公表
	9月	各校の実施方法 公表
2022年(令和4年)	2月～	新たな入学者選抜 実施